三重県水産研究所施設等見学規程

(目的)

第1条 この規程は、三重県水産研究所が所有する施設等(以下「施設」という。) の見学について定める。

(見学の許可)

第2条 施設の見学を希望する者、またはその代表者(以下「申請者」という。) は、水産研究所長(以下「所長」という)に水産研究所施設等見学申込書(様式1) (以下「申込書」という。)を、原則として見学予定日の10日前までに提出し所長の許可を受けるものとする。

なお、見学者が中学生以下の場合には必ず引率者が同行するものとする。

(見学を許可しない場合、取消および中止)

- 第3条 所長は、次の場合には見学を許可しないものとする。
 - (1) 研究遂行上支障があると判断された場合
 - (2) 安全上問題があると判断された場合
 - (3) その他、不許可が相当と認められた場合

所長は、第2条に規定する許可を受けた者が、許可を受けた目的に反したとき やふさわしくない行為は、その許可を取り消し、または見学を中止し退出させる ことができるものとする。

(事故の補償、施設損傷の原状回復)

第4条 見学中に発生した事故による負傷等に対する補償等の措置は、見学者又は見学者の所属する機関で行うこととし、水産研究所は一切の補償を行わない。

見学者が、故意又は重大な過失によって施設に損傷を与えた時は、その損傷に対する原状回復は、見学者(未成年にあっては親権者又は見学者代表が連帯する。)が行うものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要が生じた場合は、所長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

(様式1)(第2条関係)

三重県水産研究所施設等見学申込書

平成 年 月 日

- 三重県水産研究所長 様
- 三重県水産研究所施設等見学規程に基づき、以下のとおり見学したいので申込みます。

なお、見学に際しては水産研究所施設等見学規程を誠実に遵守することを申し添えます。

1.	申	請	者	所属団体名:		職名:		氏名:	:		印
<u> </u>				※:未成年者個人	の見学は親権者	省、未成年者	団体の見学	は団体代	表者が	ご記入くた	ごさい
2.	見	学	者 名	所属団体名:		職名:		氏名:	:		
				※:出来るだけ詳	しく書いて下さ	<u> </u>					
3.		_ 〔 絡 先	住所	<u></u>							
			Tel:							`	
			le1.							<u> </u>	
			fax:	()	
		e-r	mail:	()
1		学	 目 的								
4.	九	十	H ну								
5.	見当		建施設	水産研究所本原	 沂 (浜島)	鈴鹿水産	 [研究室	尾鷲ス	k 産研	究室	
				細大飢なそま	(店油吐)	この仙	/		`		
				調査船あさま	(骨阳时)	その他・	()		
				※ 見学を希望す	る施設を○で圓	囲んでくださ	い。				
6.	見当	 学希望	2日時		月		· 分	~	時	分	
	-		-			,	,				
7.	見当	学希望	 星者数				人				
		•		※ 対応の都合上、一度の見学者は原則20名以内とします。							
8.		学責	 任者	所属団体名:	<u>'</u>	職名:		氏名:			
				<i>川</i> 州四日·日·		1994 ·		*V- H	•		
	(弓	引率者	-)	※ 申請者と見学	者が異なる場合	合に記載して	ください。				
1				見学者が、2	名以上の場合に	こは、見学者	一覧表を添	付してく	ださい。	0	ļ

見学者一覧表

所属名:	/
引率者名	

見学者	氏 名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		
1 1		
1 2		
1 3		
1 4		
1 5		
1 6		
1 7		
1 8		
1 9		-
2 0		